

八幡平市特定健康診査受診率向上業務 に係るプロポーザル実施要領

1 事業の目的

八幡平市は、第4期特定健康診査等実施計画において、国民健康保険被保険者特定健康診査受診率目標を最終年度である令和11年度は45%以上としていることから、未受診者の分析を行い効果的な受診勧奨を行うことにより、目標を達成することを目的とする。

2 公募の概要

- (1)業務名 八幡平市特定健康診査受診率向上業務
- (2)見積限度額 4,506,000円（税抜）
- (3)業務内容 別紙仕様書のとおり
- (4)委託期間 契約の日から令和7年3月31日まで

3 業務内容

特定健康診査未受診者への受診勧奨に係るデータ分析、通知物作成、効果検証
別紙仕様書のとおり

4 選定方式

公募型プロポーザル方式

5 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 人口規模が八幡平市（特定健康診査対象者数4,700名程度）と同等の規模以上の自治体で、直近3年間（令和3年度～令和5年度）において本業務と同様の業務を完了した実績が5件以上あること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続き開始の申立てをした者ではないこと。同条第2項の規定に基づく更生手続き開始の申立てをされた者でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続き開始の申立てをした者でないこと。同条第2項の規定に基づく再生手続き開始の申立てをされた者でないこと。
- (5) 公告の日から企画提案書提出期限までの間に、本市から八幡平市工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（平成17年八幡平市訓令第44号）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (6) 自社もしくは自社の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行っている者でないこと、かつ、八幡平市暴力団排除措置要綱（平成25年

八幡平市告示第 144 号) に規定する措置要件に該当しないこと。

(7) 市税（八幡平市が賦課徴収するものに限る。）、消費税及び地方消費税、所得税並びに法人税を滞納していないこと。

(8) 日本国内に、本社又は営業所を有すること。

(9) 市との円滑・迅速な業務遂行を行うことができる体制を有していること。

6 公募から契約締結までの日程

(1) 公告	令和 6 年 4 月 1 日 (月)
(2) 質問書の提出期限	令和 6 年 4 月 8 日 (月) 17 時
(3) 質問書への回答	令和 6 年 4 月 10 日 (水) 17 時まで
(4) 参加申込書等の提出期限	令和 6 年 4 月 15 日 (月) 17 時
(5) 参加資格確認結果通知	令和 6 年 4 月 18 日 (木)
(6) 企画提案書等の提出期限	令和 6 年 4 月 24 日 (水) 17 時
(7) プレゼンテーション実施 (予定)	令和 6 年 4 月 30 日 (月)
(8) 結果通知 (予定)	令和 6 年 5 月 7 日 (火)
(8) 契約締結 (予定)	令和 6 年 5 月 13 日 (月)

7 募集における応募、審査等の手順

(1) 仕様書等の配布

仕様書等関係書類及び様式は、八幡平市のホームページにて配布する。

<https://www.city.hachimantai.lg.jp>

(2) 実施要領及び仕様書に関する質問

① 提出方法

質問書（様式第 5 号）に記入のうえ、電子メールにより送付すること。

電子メールの件名を「プロポーザル質問書（会社名）」とすること。

② 提出先

八幡平市 市民課 国保年金係

E-Mail shiminka@city.hachimantai.lg.jp

③ 提出期限

令和 6 年 4 月 8 日 (月) 17 時 ※必着

④ 回 答

令和 6 年 4 月 10 日 (水) 17 時までに市ホームページに掲載する。

(3) 参加申込書等の提出

① 提出書類

ア 参加申込書（様式第 1 号）

イ 誓約書（様式第 2 号）

ウ 企業概要（様式第 3 号）

※八幡平市建設関連業務又は物品等資格者名簿に登録されていない者については、次の書類を添付すること。

・ 商業登記簿謄本又は事業所証明書（写し可）

- ・印鑑証明書（写し可）
- エ 納税証明書（未納の税額がないことの証明（写し可））
- オ 業務実績書（様式第4号）

5 参加資格(1)を示すよう記載してください。

② 提出期限

令和6年4月15日（月）17時 ※必着

③ 提出場所

〒028-7397 岩手県八幡平市野駄第21地割170番地

八幡平市 市民課 国保年金係

TEL 0195-74-2111

④ 提出方法

郵送又は持参とする。

(4) 辞退について

参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式第6号）を提出すること。

提出期限 令和6年4月24日（水）17時 ※必着

(5) 企画提案書の提出

企画提案書等の作成は本実施要領に基づいて作成すること。企画提案項目は次のとおりとする。

① 提出書類

ア 企画提案書（様式は任意） 6部

イ 見積書（様式は任意） 1部

※宛名を「八幡平市長 佐々木孝弘」とすること。内訳も示すこと。

② 提案内容

2(2)見積限度額の範囲内で事業の目標達成に資する内容の提案とすること。

ア 対象者の選定及びグループ分け

特定健診の受診率を向上させるため、対象受診者の効果的な分類方法を提案すること。また、その理由を示すこと。

イ 属性に応じた通知の内容

分類した対象者それぞれに対する勧奨の内容等、ポイントや手法が分かる提案をすること。

ウ 受診率向上のための工夫

上記アイに関連して、最適な通知の作成や行動変容を起こす手法等、受診率向上につなげる工夫を示すこと。

エ 勧奨結果の効果検証

勧奨による効果の検証方法及び内容を示すこと。

オ スケジュールの提示

実現可能なスケジュールで示すこと。

カ 業務推進体制

業務を実施するための体制を示すこと。

キ 個人情報の管理

個人情報保護に関する事業者の認証取得状況や情報の管理体制、従事者の教育等情報漏えいの防止対策を示すこと。

ク 類似事業の実績

類似する事業の実績を示すこと。

(6) 審査

企画提案書、プレゼンテーションにて選考を行い、評価点の合計が最も高い者を契約候補者とし、随意契約の協議を行う。ただし、協議の結果、その者と合意に至らない場合は、次に評価点の合計が高い者から順に協議を行うこととする。評価点の合計が同点の場合は、見積金額が低い提案者を選定する。

8 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 実施要領等で示された提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (3) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

9 留意事項

- (1) 応募書類等の提出、プレゼンテーションの出席その他応募に関する経費については、全て応募者の負担とする。
- (2) プレゼンテーション開催日時などの詳細は、参加資格の確認結果を踏まえ、別途連絡するものとする。
- (3) 提出された応募書類は返却しない。
- (4) 次の場合は無効とする。
 - ・提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
 - ・提出書類に虚偽の記載がある場合
 - ・著しく信義に反する行為を起こした場合
 - ・会社更生法の適用を申請するなど、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
 - ・その他、要領に違反した場合
- (5) 企画提案書等作成のため交付した一切の書類は、他の目的のために使用することを禁止する。
- (6) 参加者が1者の場合でもプロポーザルを実施し、評価点の合計が満点の5割を超えるときは、その者と契約の協議を行う。
- (7) 本プロポーザルの結果は、ホームページ等によって公表される場合がある。
- (8) プロポーザルに関する一連の資料は、八幡平市情報公開条例等の規定に基づき、公表される場合がある。
- (9) 選定結果は、速やかに参加者に文書で通知する。なお、電話等による結果の問い合わせは受け付けない。

10 お問い合わせ先

〒028-7397 岩手県八幡平市野駄第21地割170番地 八幡平市市民課国保年金係
TEL 0195-74-2111 (代表) E-Mail shiminka@city.hachimantai.lg.jp

八幡平市特定健康診査受診率向上業務
プロポーザル選定基準

評価項目	評価内容	配点
(1) 対象者の選定及びグループ分け	受診率向上に効果的なものになっているか。 受診行動を促す工夫をしているか。	50
(2) 属性に応じた通知の内容	勸奨通知物には工夫を加え、独創的なアイデアが盛り込まれているか。 見やすく分かりやすいデザインであり、受診率向上に効果的なものになっているか。	50
(3) 受診率向上のための工夫	上記(1)(2)に関連して、事業者の強み等を生かした受診率向上につなげる工夫があるか。	30
(4) 勸奨結果の効果検証	効果検証について、項目や内容は適切なものになっているか。また、課題や改善策の提示が期待できる提案となっているか。	10
(5) スケジュール	受診率向上に効果的で無理のない計画になっているか。	10
(6) 類似事業の実績	類似する事業についての十分な実績があるか。	20
(7) 業務推進体制	業務を継続的に的確・迅速に遂行するために必要な体制を整えることができているか。	20
(7) 費用	見積額及び積算根拠は妥当か。 費用対効果は適切か。	10
合 計		200